

ジラード事件と刑事裁判権

信 夫 隆 司

- 一. ジラード事件から六十年
- 二. ジラードの犯罪
- 三. ジラード事件における密約
- 四. ジラード事件の影響

一. ジラード事件から六十年

ジラード事件

二〇一七年一月三〇日でジラード事件発生から六十年を迎えた。この事件は、一九五七年一月三〇日午後一時五〇

ジラード事件と刑事裁判権（信夫）

分頃、群馬県の相馬ヶ原演習場に弾拾いに来ていた地元の坂井なかさん（四六歳）が、演習中のウィリアム・S・ジラード三等特技兵（二一歳）に招き寄せられ、威嚇にあい、逃げようとしたところを後ろから撃たれ、即死したというものである。ジラードは、M1ライフルに装着されたグレネード・ランチャー（手榴弾発射装置）に、使用済み薬莢を込めて撃った。当初、この事件は、演習場の地名から、相馬ヶ原事件と呼ばれていたが、その後、犯人ジラードの名をとり、ジラード事件として広く知られるようになった。ジラードは米陸軍第一騎兵師団第八騎兵連隊第二大隊F中隊に所属し、自動車運転手をつとめていた。

相馬ヶ原演習場は、当時、米軍と自衛隊が共用していた⁽¹⁾。同演習場は、群馬県のほぼ中央に位置し、JR高崎駅から北に約一八キロ、西には標高一三九〇メートルの榛名山を望む原野であった。現在、この演習場には陸上自衛隊の相馬原駐屯地が隣接している。

今日、弾拾いといわれてもまったくぴんときないと思われる。一九五七年当時の日本は未だ貧しく、とりわけ相馬ヶ原演習場の近くに住む人々にとって、弾拾いはかつこうの現金収入源であった。米軍は演習で使用された機関銃や小銃の薬莢をそのまま放置し、また、砲弾の破片などところがついていた。それらを拾うのである。ただ、弾拾いの人数が増えてくると、われ先にと拾うため、薬莢が飛び出すと同時に拾うとか、砲弾の着弾点近くに穴を掘り、砲弾が飛んでくるのを待つといったように、非常に危険な弾拾いも行われるようになっていた⁽²⁾。

この事件で、米軍はジラードの発砲を公務執行中であるとして、公務証明書を発給し、ジラードの第一次裁判権はアメリカ側にあると主張した。これに対し、日本側は、ジラードは確かに演習中に発砲したが、それは公務とはまったく無関係に行われ、第一次裁判権は日本側にあると主張した。このように、両国の裁判権が競合する場合、

一九五三年九月に改正された日米行政協定第一七条では、米軍関係者による「公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪」は、アメリカ側が第一次裁判権を有すると規定されていた（現行の日米地位協定第一七条も同じである）。公務執行中と見られるような犯罪の場合、日米どちらが裁判権を有するかは、実際に公務執行中であるか否かが判断の決め手となる。ジラード事件は、米軍側が公務証明書を発給したにもかかわらず、裁判権を行使せず、日本側が裁判権を勝ち取った初めての事例である。

ジラード事件と密約

ジラードの裁判権が日米どちらにあるかという問題は、日米合同委員会での協議を経て、事件発生から約三ヶ月半を経た五月一六日に合意にいたり、一応の解決をみた。ジラードの発砲が公務執行中であるか否かには踏み込まず、アメリカ側が裁判権を行使しないこととなった。これにアメリカ議会および国民が強く反発し、チャールズ・E・ウィルソン国防長官は、事件の完全な調査が終わるまで、ジラードをアメリカ側の監督下に置くよう命じた。六月に入り、国務・国防両長官がジラードの裁判権不行使をあらためて確認する事態にいたる。この問題はこれで終わりはなかった。ジラード側は、裁判権の問題をワシントンの連邦地裁に持ち込む。最終的に、七月一日、連邦最高裁が、ジラードを日本側の法廷に引渡すとの裁定を下し、裁判権の問題は一件落着した。

アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないとするにあたり、日米間で密約が交わされている。この密約とは、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しない代りに、日本側は、傷害致死を超える犯罪でジラードを起訴しない、また、裁判でジラードの情状を酌量し、なるべく軽い罰とするよう裁判所に促すことを約束したものである。密約は秘匿さ

れるのが通例であり、アメリカの公式外交文書集であるFRUS (*Foreign Relations of the United States*) に掲載されることはまずない。一例を挙げると、二〇一〇年に日米密約問題がクローズアップされたとき、一九六〇年の安保改定時に、「討議の記録」(Record of Discussion) という文書が作成され、核搭載艦船の寄港等は事前協議制度の対象ではないとする密約を示す証拠ではないかと話題になった。この「討議の記録」は、一九九一年刊行のFRUSでは、同文書の存在は明らかにしているものの、機密指定は解除されておらず、公開されていない。⁽³⁾

これに対し、ジラード事件をめぐる密約は、密約文書そのものは掲載されていないが、FRUSに密約(confidential arrangement) であるとか、裏取引(side deal) として堂々と登場する。それも大統領、国務長官、陸軍長官、極東問題担当国務次官補、国防次官補といった、アメリカ政府高官が関係する文書に散見される。こうしたことは、例外中の例外であり、FRUSを編纂している国務省が、密約の存在を進んで暴露しているようにもみえる。

ジラード事件の先行研究

ジラード事件をめぐる先行研究に触れておきたい。ジラード事件を体系的に明らかにした文献は、二〇一五年に公開された山本英政『米兵犯罪と日米密約…「ジラード事件」の隠された真実』が唯一といつてよい。⁽⁴⁾ 同書は、ジラードの犯罪がどのように行われたのか、米兵を立件する難しさ、ジラードが日本で裁判を受けることが決まった後、アメリカ議会および国民の間に強い反発が起った様子、さらには、前橋地裁で開かれたジラード裁判の経緯および判決まで、ジラード事件全体を俯瞰したきわめて有益な著作といえよう。また、同書のタイトルに記されているように、ジラード事件をめぐる日米密約が主たるテーマである。

そのほか、末浪靖司は、「日本の裁判を動かした日米密約」および『対米従属の正体』で、ジラード事件をとりあげている。⁽⁵⁾FRUS所収のジラード事件関連文書を紹介するとともに、アメリカ国立公文書館でジラード事件の密約に関係する文書を発掘している。比較的最近の論考としては、池田直隆「ジラード事件の再検討」、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関係」、および、大沼久夫「ジラード事件」と日米関係」が挙げられる。⁽⁶⁾

ジラード事件に関連する英語文献として、Gordon B. Baldwin, “Foreign Jurisdiction and the American Soldier: The Adventures of Girard” (1958) が、公務あるいは公務執行中の法的側面を扱った最初の論文として挙げられよう。⁽⁷⁾最近では、Jaime M. Gher, “Status of Forces Agreements” (2002), Neil Curtin, “We Might As Well Write Japan Off” (2012), Tyler J. Hill, “Revision of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement (SOFA)” (2015) といった論考がある。⁽⁸⁾とくに、Neil Curtin の論文は、裁判権という法的問題よりも、ジラードの裁判権をアメリカ側が行使しないとした政治過程に焦点が絞られ、参考になる。

以上、ジラード事件に関する日米の先行研究を挙げたが、ジラード事件をめぐる研究自体それほど多いとはいえない。

ジラード事件の一次史料

ジラード事件に関する一次史料を紹介しておく。日本側の史料として、第二二回外交記録公開（一九九四年）で、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件』第一巻・第二巻（D-1001）（外交史料館所蔵）というファイルが公開されている。ジラード事件を詳細に記した史料ではないが、この事件を知る上で重要である。

アメリカ側の史料の場合、ジラード事件に関する重要な文書のほとんどはFRUSに収録されている。原資料は、デシマル・ファイルといわれる十進法により分類された国務省文書、および、アイゼンハワー大統領図書館所蔵の文書が多い。ただ、FRUSに収録されていないが、重要な文書として、米陸軍がまとめたジラード事件に関する経過報告書がある。アメリカ国立公文書館のレコード・グループの分類ではRG550だ。これは太平洋における米陸軍の記録 (Records of United States Army, Pacific) であり、一九四四年から一九七二年までの文書が収められている。

RG550にClassified Correspondence Files, 7-1957というシリーズがあるが、そのボックス七に、ジラードに関連する資料がある。FRCといわれるダンボール箱に入っている。この中に、GIRARD, WILLIAM S. Sp3.およびSUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORTという二つのファイルがある。前者は、一九五七年八月から開始された前橋地裁での審理の記録が中心であり、文書は六〇〇枚ほどだ。後者は、ジラード事件発生から八月頃まで、米陸軍法務部がまとめたジラード事件の経過報告書である。同じく六〇〇枚ほどだ。前者はジラード事件の裁判開始後、後者は開始前の文書ということになる。

筆者は、アメリカ国立公文書館で、二〇一六年三月および八月の二度、ボックス七を調査した。ただ、三月の時点では、SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORTの存在にまったく気づかなかった。その理由は、通常、文書はファイルに収められるが、この場合、文書をとめる金具がはずされ、ばらばらの文書としてボックスに収められていたからだ。ばらばらにされた理由は、このファイルに、数点のWithdrawal Notice (文書が引き抜かれたことを示す注意書き) が挟み込まれたためと思われる。引き抜かれた日付は、二〇一二年二月二四日で、理由はEO 13526のセクション3.3bによると記されている。

このEO一三五二六とは、バラク・オバマ大統領が二〇〇九年十二月二十九日に発した行政命令である。内容は、秘密指定情報の管理を厳格化し、過剰な秘密指定の問題に効果的に対処すること、つまり、より多くの情報を公開することが目的であった。ボックス七の場合、この命令に逆行する形でいくつかの文書が引き抜かれた。このボックス七の文書を公開したプロジェクト番号は、NND五八九九八である。ジラード事件の翌年の一九五八年には公開されていたのではないかと思われる。五十年以上を経て、情報公開の推進に反し、文書の引き抜きが行われていた点、奇妙な印象を受ける。

本稿の目的

本稿は、ジラード事件をめぐる、日米間で刑事裁判権問題がどのように扱われたかを明らかにする。ジラード事件の場合、最終的に、アメリカ側がジラードの裁判権を行使せず、ジラードの裁判は日本の裁判所で行われた。ただ、その過程で前述のように密約が交わされた。この密約を含め、ジラード事件と刑事裁判権問題の全体像を描くことが本稿の目的である。この目的を達成するため、以下の諸点を解明する必要がある。

ジラードの発砲が公務執行中であるか否かをめぐり、日米の意見が真つ向から対立していたにもかかわらず、アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないとの決定を下した。アメリカ側には、ジラードの裁判権不行使もやむをえないとする根拠があったはずである。その根拠として、ジラードの証言、および、ジラードの同僚で発砲現場にいたビクター・N・ニクル三等特技兵（二二歳）の証言が挙げられよう。一九五七年八月から始まった前橋地裁での裁判で、これらの証言は明らかになるが、第二節では、ジラードおよびニクルが、事件発生当初、どのような供述をしていた

のかを新史料をもとに明らかにしたい。

F R U S には、ジラード事件に関連する文書が多数収録され、本来、秘匿されるべき密約の存在および内容が公開されている。第三節では、まず、密約が F R U S にどのように記載されているのかを明らかにしたい。密約は行政協定下の合同委員会で交わされているので、同委員会およびその下部組織である刑事裁判権分科委員会での協議の様子も可能ながぎり解明する。アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないと決定したが、なぜこの決定にいたったのかを分析する。また、F R U S で国務省は密約を進んで暴露している感があるので、その理由を考察する。

最後に、第四節では、これまでの経緯を踏まえ、ジラード事件の密約が本当に実行に移されたのかを検証する。一九五三年の行政協定第一七条の改正時に、日本側は実質的に重要な犯罪を除き、米兵等に対する第一次裁判権を行使する意図がないとした刑事裁判権密約を交わしている。アメリカ側は、ジラード事件を契機に、この密約の公表を日本側に要請しており、その経緯も明らかにしておきたい。さらに、一九七四年七月に沖縄県伊江島で米兵発砲事件が起きるが、この事件はジラード事件と類似していたにもかかわらず、日本側は裁判権を行使せず、ジラード事件と正反対の結果になった。この伊江島事件では、アメリカ側はジラード事件での裁判権不行使という失策を教訓として活かしたのではないかと思われる。また、前述の刑事裁判権密約の存在によって、日本側は容疑者たる米兵の裁判権を行使できなかったとも考えられる。ジラード事件に端を発した刑事裁判権にかかわるこれらの問題も考察する。

二・ジラードの犯罪

ジラードおよびニクルの供述の核心は、一九五七年七月、ジラードをめぐるアメリカ連邦最高裁判所での裁定の際、

国防省法律顧問ロバート・ディチャートが連邦最高裁に提出した宣誓陳述書によって明らかにされている。^⑨ 本節では、アメリカ側の一次史料から、ジラードおよびニクルが、事件発生後の一九五七年二月、何を語っていたのかを振り返っておきたい。

ジラードの供述

事件発生から三日後の二月二日、ジラードはCID (Criminal Investigation Department-米陸軍犯罪捜査司令部) の取調べに対し、おおよそ以下の供述をしている。^⑩

当日、自分はM1ライフルを所持していたが、それは部隊の三等軍曹のもので、グレネード・ランチャーが装備されていた。モーホン少尉から、六五五ヒル「注…六五五メートルという標高を米軍はそのまま丘の名にしていた。地元では物見塚と呼ばれていた。」にのぼり、機関銃およびその他の装備を警護せよとの命令を受け、日本人たちをヒルから追い払うよう言われた。同じく命令を受けたニクル三等特技兵と共に、ヒルに向かった。ヒルには、弾拾いの男性五人と女性一人がいた。兵士はみな、グレネード・ランチャーに空薬莖を込め、演習場から日本人たちを追い払うため、頭上に向け薬莖を撃つような状態だったので、自分もそのヒルから日本人を追い払う際、ライフルのグレネード・ランチャーに、口径三〇カービン弾の空薬莖を装填し、上にねらいをつけ(aimed it up)、撃った。空包を撃った。この方法で薬莖を撃つことを何度も耳にしており、十分に殺傷力があるとは思っていなかった。女性が倒れたとき驚愕した。おそろしくなり、混乱し、何をしたらいいのかわからな

かった。すぐにヒルから降り、モーホン少尉を見つけ出し、ヒルで女性の体を見つけたと報告した。自分がやったことを少尉に話さなかった。というのも、保身以外は考えられなかったからだ。この件について、非常に申し訳なく思っており、女性の遺族に自分ができるだけの寄付をしたい。

以上の供述内容を補足しておきたい。まず、当日、ジラードのM1ライフルは故障していたため、上官からグレネード・ランチャー付きのライフルを借用した。このグレネード・ランチャーとは手榴弾発射装置のことで、M1ライフルの銃口に装着し、空包を装填・発砲すると、その威力で手榴弾が発射される仕組みである。ジラードの供述にあるように、日本人弾拾いを追い払うため、空薬莢を込め、発射した。ジラードには、グレネード・ランチャーを使用する資格がなく、また、同ランチャーに薬莢を込めて撃つことは禁止されていた。このような威嚇方法が用いられた理由は、同ランチャーに薬莢を込めて撃つ方が、空包よりも音が大きく、威嚇の威力がおおきかったからであった。当日の演習（二月三〇日）では、午前中、実弾が使用されていたが、午後からは弾拾いの数が多く、危険であるため、空包が用いられた由である。したがって、ジラードは、自分のM1ライフルが故障していたため、本来、使用する資格のないグレネード・ランチャー付きライフルを借用した。また、午後の演習では空包が用いられ、同ランチャーに空薬莢を込め発砲したのである。この二つの偶然が重なり、事件は起った。

この件がジラードの犯行であることは、二月一日には特定されている。警視庁刑事部捜査課長が、二月四日に作成した「群馬県米軍演習場内における米兵の日本婦人射殺事件について」という文書に、「目撃者等について犯行の状況を聴取するとともに、二月一日午後一時、被疑者を確認するため、米軍側の協力を得て事件当日現場での演習に参

加していた米兵等三十数名について目撃者の日本人五名に被疑者を確認させた結果、前記被疑者「ジラード」を指摘した。⁽¹¹⁾」と記されている。前述のように、二月二日、ジラードはC I Dの取調べに際し、なかさんの死に自分が関係することを供述した。⁽¹²⁾

公務証明書の発給

二月七日、第八騎兵連隊F中隊長のカール・C・エリグッド歩兵中尉名で、前橋地方検事正宛、日米合同委員会の下部組織である刑事裁判権分科委員会の合意事項第四三項にしたがい（以下、合意事項と記す）、「公務に関する証明」が発給された。⁽¹³⁾ ジラードは一月三〇日午後一時五〇分キャンプウエア射撃場（相馬ヶ原演習場）で公務を執行しており、反対の証拠がある旨即刻通告がないかぎり、アメリカ政府はこの事件の司法権を行使するという内容である。公務証明書には、当時の状況がつぎのように記されていた。⁽¹⁴⁾

一九五七年一月三十日、第八騎兵連隊第二大隊はキャンブウエア射撃場に於て日課の訓練に従事していた。F中隊は、空砲射撃を実施していた。ウイリアムSジラード技術伍長は、彼の小隊長から監視人の居ない機関銃の近くの地点に移動してその機関銃とその附近にあつた戦闘資材を監視するよう命令された。ジラードは命令通り機関銃の近くの指定された地点に移動した。警備兵としての任務を遂行中、同伍長は警告の為に使用ずみの薬莖を発射した処それが、使用ずみの薬莖を拾うために射撃場に入っていた群馬県相馬村上新田の坂井なかに当り同女を殺した。

ジラードは、訓練中、機関銃等の監視を上官に命じられ、その任務執行中、警告のため使用済み薬莢を発射し、それがなかさんに当たったという内容である。

翌八日、在京米大使館のアウトバーリッジ・ホーシー代理大使が、外務省に岸信介外務大臣を訪ね、米兵射殺事件に遺憾の意を表す書簡を手交した（なお、岸は、石橋湛山総理の病気による退陣を受け、二月二五日に総理に就任した⁽¹⁵⁾）。ただ、ホーシーは岸に対し、訓令に基づくものではないが、個人的見解として、「万一事実により日本側で管轄権が日本側にありとの見解を持つこととなった場合にも、日本側において之を主張しないという様なことも考えて貰いたい」と述べている⁽¹⁶⁾。アメリカ側はすでに公務証明書を発給し、自国に裁判権ありと主張していたが、日本側に裁判権があると考えられる場合も、それを主張しない方法を考えて欲しいというのだ。このように、ホーシー代理大使は、日本側にジラードの裁判権を行使しないよう要請していた。

アメリカ側が公務証明書を発給したのに対し、日本側は、前述の合意事項第四三項にしたがい、二月九日、前橋地検検事正から前記中隊長宛、「反対の証拠がある」旨を通知した。その根拠として、「被疑者は、本件発生時機関銃等を監視すべき命令を受けていたものではあるが、その任務の遂行とは何等関係なく故意に空薬莢を投げあたえ、被害者を至近距離に呼び寄せた上被害者等に向け発砲したことにより発生したものであることが明らかである。」とある⁽¹⁷⁾。二月一五日、前橋地検検事正から米軍指揮官に対し、本件を日米合同委員会に提案するとの通知がなされた⁽¹⁸⁾。ジラードの行為が公務執行中であるか否か、日米間で意見が一致しなかったため、日米行政協定第二六条の規定に基づき、同委員会での協議が要請されたのである。

ジラードの送検

ジラードが前橋地検に送検されたのは、二月九日午後三時である。ジラードをどういふ罪名で送検するか、群馬県警での協議は難航した。『読売新聞』二月九日夕刊によると、「相馬ヶ原事件を捜査中の群馬県警本部は八日夜、米軍捜査当局と交換した捜査資料のうち銃の性能などを検討した結果、傷害致死容疑で進む事件処理を殺人および殺人未遂容疑にきりかえ、米軍第八騎兵連隊第二大隊ウィリアム・S・ジラルド（ママ）特務三等兵（二一）の書類を送ることにきめたが、九日午後一時から来県した関東管区警察局養老公安部長を迎え石岡県警本部長らと再協議の結果、方針を再変更し傷害致死容疑の従前どりの方針で臨む態度を明らかにし」たという。つまり、当初の罪名である傷害致死を殺人に変え、もとに戻して、傷害致死で送検した。罪名が二転三転したわけである。五月に裁判権の問題で日米が合意にいたった後、検察はジラードを傷害致死で起訴することとなるが、この時の群馬県警による傷害致死での送検が、後の検察の起訴にも影響を及ぼしたと思われる。

この罪名変更は、アメリカ側でも記録されている。二月九日付け高崎警察署から憲兵隊長宛の米軍人犯罪報告によれば、ジラードの罪名は、殺人（刑法一九九条）および殺人未遂（刑法二〇三条）となっていた。ところが、同日、罪名変更通知が発出され、さらに捜査を進めたところ、傷害致死（刑法二〇五条）であることが明らかになったという。¹⁹いささか不可解なのは、これに関連すると思われる文書の何点かに、前述の Withdrawal Notice が差し込まれている点である。

ジラードの送検に際しての罪名変更について、未だその真相は明らかになっていない。上記の読売新聞の記事が正しいのか否かは別にしても、アメリカの公文書では、ジラードの罪名は、一度は殺人および殺人未遂である旨通知さ

れ、それを傷害致死に変更している。事件当時、群馬県警本部長であった石岡實が、一九五七年一〇月に発表した手記には、「概ね十日間の激しい捜査と寝不足で、憔悴した刑事部長、捜査一課長等と、あらゆる資料を詳細に検討した結果、「傷害致死」で送検することにした。」とある。⁽²⁰⁾手記では、殺人での送検には、まったく触れられていない。

事件当時、群馬県警本部捜査一課係長だった志塚政男が、一九九四年に毎日新聞の取材に答えている。それによると、岡田三千左右刑事部長は、「地検で傷害致死に変えられても仕方ないが、県警としては殺人で送致すべきだ」と主張し、捜査に携わった刑事たちも、みな同じ気持ちだったという。したがって、この県警の意向により、一度は、アメリカ側にジラードの罪名は殺人および殺人未遂と通知されたわけである。捜査会議では、殺人容疑で固まっていた。ところが、傷害致死容疑で送検された。志塚は、「だれもが意外に思いました。どこからか分からないが、圧力があつたのでしょう」と述懐している。⁽²¹⁾

ジラードの員面調書・検面調書

二月一日、日本側調査団は、アメリカ側関係者（第一騎兵師団法務官スタンレー・F・レヴィン少佐・他）と共に、ジラードを連れ、六五五ヒルに赴き、ジラードの供述をとった。日本側調査団の主要メンバーは、群馬県警の岡田刑事部長、前橋地検の小縄快郎検事等である。現場で、ジラードに黙秘権があることが告げられ、おもに岡田刑事部長が、一問一答形式でジラードを尋問した。⁽²²⁾

翌一二日、ジラードは前橋地検で小縄検事の尋問を受けた。ジラードに黙秘権がある旨が伝えられ、一問一答形式で検察官面前調書（検面調書）が作成された。同調書は一四頁からなり、一三頁にジラードの署名、並びに、立会人

のレヴィン少佐の署名がある。最後の二四頁に、通訳二名の署名、前橋地検の大沢敬之檢察事務官および小縄検事の署名がある。全頁の右下にジラードの署名があり、訂正された部分には、ジラードのイニシャルW S Gが記されている。すべて英文とはいえ、日本の検面調書とまったく同じ形式である。⁽²³⁾

同調書でジラードは何を語ったのか、要約しておきたい。⁽²⁴⁾これまでの供述との重複を避けながら、重要な部分を摘出する。ジラードとニクルが、六五五ヒルにのぼり、そこに残された機関銃等を警護するよう、上官のモーホン少尉から命じられていたことはすでに述べた。以下、ジラードの供述内容である。

機関銃の側に行くと、少し離れたところに、日本人弾拾いの一団がいた。自分が立っていたところから大体二九フィート（約八メートル）前方で、少し上り坂になっていた。弾拾いたちに、「サヨナラ」および「ヒヤク」「ハヤク」と告げた。一団は少し移動して、立ち止まった。自分は、M1ライフルに使用済み薬莢を込め、だいたい三〇度から四五度の角度で、腰だめにして、「かれらの頭上に撃った」(fired over their heads)。撃った理由は、かれらを驚かせ、追い払うためだった (scare them away)。自分は、他の兵士が同じようなことをやっているのを見たことがある。薬莢はブンブンと音を立てるので、耳にすると恐怖感を覚えると聞いていた。

女性が倒れたところに走っていき、怪我をしていると思った。ニクルのもとに走って戻り、助けを求めた。モーホン少尉を呼んで、女性が怪我をしていると伝えた。この間に、他の日本人たちは、女性を少し移動させた。衛生兵がすぐに到着し、亡くなっていることを告げられた。

ジラードは、岡田刑事部長、小縄検事、レヴィン少佐に対する供述で、日本人弾拾いに危害を加える意思是、まったくなかったと述べている。また、かれは一発だけ撃つたと供述した。これは、現場でなかさんよりも少し前に撃たれそうになった小野関秀治の証言と異なる。⁽²⁵⁾ また、ジラードは、なかさんに、「ママサン」「タクサンシエルズ」
 「注：薬莢がたくさんあるとの意味」とは言っておらず、なかさんに使用済み薬莢を投げたこともない、と供述した。
 岡田刑事部長および小縄検事はいずれも、最後に、ジラードに「何かいいことがあれば」と訊ねている。ジラードは、「今週月曜日」^(注：二月一日のことか)に日本人女性と結婚する予定だった。」と述べた。岡田刑事部長が、日本人に対し好感を持っていると言いたかったのかと訊ねると、ジラードは「そうです」と答えている。なお、ジラードは、七月五日、末山ハル（二九歳）と結婚式を挙げている。⁽²⁶⁾

嘘発見器

二月一四日、ジラードは、嘘発見器（ポリグラム）を用いた検査を受けた。⁽²⁷⁾ ジラードが同意したからだ。二月二日の供述で、発砲が日本人女性の死亡につながったことは認めていたが、同女性に薬莢を投げておらず、また、撃つつもりもなかったと犯意を否定している。そこで、嘘発見器を用い、つぎの質問がジラードに投げかけられた。

- a ニクルが発砲の場面を見たかどうか知っているか。
- b 日本人女性に向け薬莢を投げたか。
- c ニクルが日本人女性に薬莢を投げたか知っているか。
- d 薬莢で同女性を撃つつもりだったか。

検査結果では、bとdの質問に、ジラードは特別な反応を示したという。ジラードは薬莢を投げた点を否定していること、並びに、女性を撃つつもりはなかったとしている点、本当のことを言っていないのではないか、というのが検査官の意見であった。米軍側も、ジラードがなかさんに狙いをつけ発砲したのではないか、と疑っていた。

ジラードの供述の変化

岡田刑事部長および小縄検事の取調べに、ジラードは、なかさんを狙って撃つたものではない、と殺人あるいは傷害致死の犯意を全面的に否定した。二月十五日、キャンプ・ウィティントン（埼玉県大里郡三尻村）の司令官の命令で、これまでの供述および嘘発見器の検査結果を受け、ジラードはあらためて聴取を受けた。⁽²⁸⁾その内容は以下である。⁽²⁹⁾

以前の供述で述べたように、自分はニクルと共にヒルにあがっていき、ニクルは薬莢を投げていた。自分は、「サヨナラ」といったようなことを言い、日本人たちを驚かせるため、使用済み薬莢を空中に撃った（I fired an expended brass cartridge into the air）のを思い出した。個人をめがけてではなく、空中に撃つたのであり、特にだれとは意識していなかった。その際、「ドーゾ」と言ったかどうかは覚えていない。それから、グレネード・ランチャーにもう一発使用済み薬莢を込め、人のいる方に向け（pointed it in the general direction of the people）、ライフルを撃った。女性が二三歩進み、倒れるのを見た。薬莢がたとえ当たったとしても、人を傷つけることになるとは思っていなかった。その女性を撃つためにライフルの狙いを定めたのではないが、いわゆる腰だめで撃つたので、自分が思ったよりも、もっと彼女の近くにライフルが向いていたかもしれない。日本人に薬莢を投げたこと

はない。

これまで、ジラードは、発砲したのは一回だけだと述べていたが、二回発砲したことを認めている。一回目は目撃証人である小野関への発砲であり、二回目の発砲がなかさんに対するものであった。また、ジラードは、ライフルを警告のため空中に発砲したと語っていたが、この供述では、なかさんを狙って撃ったのではないが、自分が思っていたよりもなかさんの近くにライフルが向いていたかもしれないと述べている。

二月一八日、キャンプウエア（相馬ヶ原演習場）で、小縄検事によりジラードへの事情聴取が行われた。ジラードの供述から主な部分を摘出してみよう。⁽³⁰⁾

まず、ジラードは、「自分は、機関銃警護の任務についていたとき、グレネード・ランチャーに空葉莢を込めたM1ライフルで二回撃ち、女性が倒れたことに気づいた。」と、二回撃ったことを認めている。また、空葉莢の性能について、「この事件が起るまで、空葉莢がどのくらい飛ぶのか正確には知らなかったが、かなり遠くまで飛ぶのはわかっていて。しかし、葉莢が、二〇ヤード、五〇ヤード、一〇〇ヤード、あるいは、それ以上飛ぶのか、正確に言うことはできない。事件が起る前から、空葉莢をこのようにして飛ばすと、まっすぐ飛ぶことは知っていた。」と述べ、葉莢がかなりの距離、正確に飛ぶことを供述している。発砲については、「一発目は空に向け撃った（I fired at first up into the sky）。二発目は、日本人集団の頭上に向けて撃った（in the direction of the group over their heads）。その意味は、たんにライフルをそちらに向け撃ったということだ。このように撃ったら、一人が二三步進んで、倒れた。」と、日本人がいる方に向けて撃ったことを認めている。

ニクルの供述

ニクルの場合、事件発生から二日後の二月一日の供述がアメリカ側資料として残されている。なぜ事件現場に行つたのか、並びに、当日の演習の状況については、ジラードの供述内容とほとんど変わらない。「現場で、女性（坂井なかしん）を撃つたのは誰かを知っているか」との問いに、「知らない」と答えている。また、具体的な供述は行っていない。⁽³¹⁾

つぎに、二月一四日、キャンプ・ウィティントンの捜査局で、ニクルはより具体的な供述を行つている。⁽³²⁾ 事件発生時の様子は以下である。

ニクルは、六五五ヒル（物見塚）の機関銃のところへのぼり、空葉莢を集め、機関銃の方へ投げ始めた。ジラードが日本人に向け葉莢を投げているのをはつきり見たわけではないが、ジラードが“DONO”と言つたようなことを聞いた。その言葉は、日本人に対し、近づいても大丈夫という意味だと思った。その後、ジラードがほぼ空中（into the air）に向け自分のライフルを腰だめで撃つを見た。女性が二三歩進んで倒れた。ジラードは彼女に駆け寄り、彼女の様子をうかがつた。ジラードは日本人たちを呼んで、彼女を連れ去るか、家に連れて帰るようと言おうとしていた。

ニクルの供述によれば、なかしんが倒れたので、ジラードもニクルも非常におそろしくなり、ただただ、このことを見なければ、ここにいなければよかった、と考えるしかなかったという。また、自分が何も見ていないと言ひさえすれば、ジラードにも自分にとつても都合がいいとしか考えられなかったという。ニクルは、「このことをすぐに言わなかったのは申し訳ないが、非常におそろしく、今でもこのことで頭がいっぱいだ」と供述している。また、事件

が起きたとき、ジラードもニクルも、彼女が重症を負っているとは知らず、死亡したことを知らされたときは、二人ともなおいっそうおそろしくなったという。

このように、ニクルは、自分が薬莢を投げ、日本人弾拾いをおびき寄せたこと、ジラードが腰だめで空中に向けライフルを放ったことを供述したのである。また、なかさんが倒れたことにおそれおののいてしまい、まさかなかさんが死亡するとは思っていなかったことも供述している。

二月二〇日、ニクルは今度は前橋地検であらためて供述した。⁽³³⁾ニクルは、前回の供述の際、本当のことを述べていなかったとして、つぎの三点を訂正している。まず、日本人女性が倒れるのを見ていないと述べたが、彼女が倒れるのを見ており、ジラードは腰だめで撃った。自分が空薬莢を投げた。供述調書は、一問一答形式なので、ジラードの犯行に関連する重要な部分だけを以下に取り上げておく。

空薬莢を投げる目的は何だったのかと問われると、「本当のことを言うと、ジラードが供述しているかどうかはわからないが、ジラードは自分に空薬莢を投げるように言った。その目的は、日本人が弾を拾いに近づいたとき、頭上に撃って、日本人たちをこわがらせるためだった。」という。空薬莢を投げたとき、日本人たちはどうしたかという問いに、「最初、日本人たちは近づくのをちよつと不安に思っているようだったが、拾いに来た。すると、ジラードはかれらに向かって、「ドーズ」といったようなことを言った。いずれにせよ、ジラードが言ったことは、薬莢を拾っても大丈夫という意味だった。」と説明している。その後のジラードの行動について、「ジラードは銃を持って立ち上がり、自分の右側二フィートばかり離れたところに行った。日本人たちは逃げ出したが、おそらく自分たちが狙われていると思ったからだろう。このママさんも走って逃げた。それから、ジラードは腰だめにして銃を撃った。」

と語っている。

さらに、ジラードが撃った後のことをニクルはつぎのように供述している。女性は一二歩進んで倒れた。ジラードは自分のいるところに来て、腰を下ろした。自分も腰を下ろしたが、ジラードは非常におおきなショックを受けていた。日本人たちが「ドコ」といったようなことを言って、自分たちを呼んだ。自分はジラードに、現場に戻ったほうがいいと伝えた。ジラードは走って女性のところに行き、大声で日本人たちを呼び、誰にも見られないように彼女を運び出すようにと言った。ジラードは自分のところに戻り、彼女に傷を負わせてしまった、どうしたらいい、と問いかけてきた。ジラードは女性のところに行き、日本人たちに彼女をヒル（物見塚）から運び出すと言った。自分のところにきたジラードは、モーホン少尉を呼んでくれと頼んだ。そこで、大声でモーホン少尉を呼んだ。モーホン少尉が来たとき、女性は丘に運ばれていた。

最後に、今日、なぜ詳細を話すつもりになったのかという小縄検事の問いに、「自分は同じ中隊のジラードを友達だと思っている。自分が見たことをそのまま話したら、ジラードをがっかりさせることになる、だから嘘をついた。キャンプ・ドルフ（群馬県邑楽郡大泉町）に行き、その取調官からさまざまなアドバイスを受けた。そこで、自分は本当のことを言おうと決めた。もうひとつの理由は、現場でニクルは見ていた、とジラードが捜査官に語ったからだ。」と述べている。

合同委員会での協議へ

ジラードおよびニクルの供述の要点をみてきた。ジラードに殺意があったかどうかは別にしても、ジラードになか

さんの死の責任があることは明らかだ。これまでのジラードおよびニクルの供述の変遷から説明がつく。また、ここでは紹介しなかったが、日本人目撃者の証言からも裏付けられる。

この事実関係とは別に、日米間で問題となったのは、ジラードの発砲が公務執行中のものであったか否かだ。何をもって公務執行中といえるのかという法律上の問題がからんでくる。前述のように、二月一五日、前橋地検検事正はこの件を合同委員会に提案する旨をアメリカ側に通知していた。³⁴

二月二一日開催の第一五六回合同委員会で、日本側から本件を刑事裁判権分科委員会に付託するとの提案がなされた。日本側は、犯行が公務執行中に起きたものではないという十分な証拠が存在すると主張した。アメリカ側は、日米の合同捜査が終了するまで、同委員会への付託を控えるよう申し出た。

アメリカ側では、二月七日発給の公務証明書に疑義が出されていた。というのも、憲兵隊が用意した捜査報告書に、日本側の主張を支持するさらなるデータが盛り込まれ、極東軍に同証明書の有効性を再検討するよう促すものであったからだ。また、極東軍作成の報告書でも、日本側に裁判権を譲る可能性が示唆され、そうなると合同委員会で協議する必要性がなくなると記されていた。³⁵ このように、アメリカ側は、日本側の主張に説得力があることを認めていたのである。

三月七日に開催された第一五七回合同委員会で、アメリカ側代表のルイス・L・パークス少将は、本件を刑事裁判権分科委員会に付託するとの日本側提案に同意した。アメリカ側文書に記されているコメントでは、日本側はこのアメリカ側の決定におおいに喜んだが、報道機関から数多くの問い合わせがくることを心配していたという。³⁶ ジラード事件に関する日米の捜査は終了し、舞台は日米合同委員会に移されることになる。

三．ジラード事件における密約

アメリカ外交文書集（FRUS）掲載の密約

FRUSに、ジラード事件に関する密約はどのように記録されているのであろうか。まず、この点を明らかにしておきたい。

日米合同委員会の席上、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないことで日米が合意したのは五月一六日である。翌一七日、ウィルソン国防長官は、ジラードを日本の法廷での裁判に委ねることを留保した。ここから、ジラード事件をめぐる混迷が始まる。アメリカ政府内でこの問題が最終的に決着するのは六月五日である。この日、ジョン・フォスター・ダレス國務長官とウィルソン国防長官は、ジラードに対する日本側の裁判を認めるとの共同声明を発表した。この間、ジラード事件をめぐる密約に関する文書が登場する。

まず、五月一六日に開催された日米合同委員会の結果を本省に報告した在京米大使館の電報がある。⁽³⁷⁾一九九一年に公刊されたFRUSでは、密約に関する部分は機密指定が解除されていなかったが、後にアメリカ国立公文書館で公開される。そこに、「また、本日、管轄権問題処理のため（FE八〇五三〇二を参照）、ハバード海軍少将及び千葉により、密約（confidential arrangement）に署名がなされた。これは機密扱いとされる。」⁽³⁸⁾と記されている。ここに登場するM・H・ハバードと千葉皓アメリカ局長は、日米合同委員会における日米それぞれの代表である。

五月二〇日付けのウォルター・ロバートソン極東問題担当國務次官補からダレス國務長官宛のメモランダムで、ジラード事件の現状がつぎのように報告されている。

ジラードの犯行の件は、できるだけ早く裁判をすることが望ましく、また、日本側あるいはアメリカ側のいずれに管轄権があるのかという問題で行き詰ったが、妥協が成立し、アメリカはジラード事件で裁判権を行使しないと決定した。この決定は、ジラードの犯行が公務執行中に生じたとするアメリカ側の立場を損なうものではない。この妥協の一部として、密約が締結され、それにより、日本は、日本国刑法第二〇五条の傷害致死を超える重い罪ではジラードを起訴しないことに同意した。同罪の法定刑は、二年から一五年である。傷害致死は、日本法のもとでジラードを合理的に起訴するためのもつとも軽い犯罪である。日本はまた、検察のチャネルをとおして、裁判所が、罪状を考慮し、可能なかぎり軽い判決を下すよう促すことに同意した。³⁹⁾

ここに先の「密約」の中身が登場する。注目すべきは、「日本はまた、検察のチャネルをとおして、裁判所が、罪状を考慮し、可能なかぎり軽い判決を下すよう促すことに同意した。」という点である。後述するアメリカ陸軍省から極東軍司令官宛の電報D A九二一九三三では、ジラードをもつとも軽い罪で起訴するとの同意を日本側から得るようになっていた。ところが、このメモランダムでは、裁判所の判決にも影響を及ぼし、ジラードの罪を可能な限り軽くするよう裁判所に促すというのである。当時の刑事裁判権分科委員会の日本側代表は、津田實法務省秘書課長である。検察への影響力を発揮することはそれほどむずかしくはなかっただろう。検察には検察官一体の原則があり、いわば上命下服の関係にあるからだ。ただ、裁判にも影響を及ぼすとなると話は別である。

翌二一日、ダレス國務長官の執務室で、國務・国防両省の高官会議が開かれている。國務省側は、ダレス國務長官、ロバート・D・マーフィー政務担当國務次官補、ロバートソン國務次官補等が出席し、国防省側からは、ウィル

バー・M・ブルッカー陸軍長官およびマーレイ・シュナイダー国防次官補等が出席している。

同会議で、「日本側は、すでに起訴状の送達を終え、裁判の開始日を六月二一日に設定し、裁判官も任命した。日米は合同委員会で合意に達することができなかったが、その際交わした密約 (secret arrangement) にしたがって、日本側はきわめて誠実にことを進めている。」と、日本側がジラードを傷害致死で起訴したことを密約に沿ったものと評価している。また、ダレス国務長官は、「非常に重要なことは、合同委員会での手詰まりを回避するため密約が交わされたが、それを軽視する手段をとるべきではない。こうした現実的な解決策は、しばしば、もつとも都合がよい。」と、密約に理解を示している。⁽⁴⁰⁾

五月二五日、ダレス国務長官はロバートソン国務次官補と電話で協議し、「ジラードを殺人では起訴しないというある種の裏取引 (a side deal) が日本側となされた。」と述べている。⁽⁴¹⁾ 同日、国務省が用意した大統領宛メモランダム草案には、合同委員会で、「アメリカ側代表は、本件の裁判権を行使しないと決定をしたと日本側に通知し、その代わり、日本側は、極秘扱いで、できるだけ軽い犯罪でジラードを起訴し、情状により判決を最大限軽くするよう日本側の裁判所に促すことに同意した。」と記されている。⁽⁴²⁾

五月二八日、アイゼンハワー大統領、ダレス国務長官、ウィルソン国防長官等との間で、この件について最終的な協議が行われた。密約を前提に、「裁判権を譲り渡すという約束を守ることと一致」⁽⁴³⁾との結論にいたった。これが、六月五日の国務・国防両長官による共同声明の発表となる。

以上、ジラード事件に関し、密約が登場するアメリカ側公文書に目を通してきた。FRUSにすべて掲載され、最初に紹介した文書にのみ一部非開示があるが、これも後に機密指定が解除されている。最初にも述べたように、

FRUSにこれだけ密約が登場するのは異例である。その理由を明らかにするため、密約が交わされた経緯を振り返ってみよう。

合同委員会での協議

ジラードの行為が公務執行中であるか否かをめぐり、日米の意見は一致せず、行政協定にしたがつて、この件は合同委員会に付託された。すでに合意されている公務の定義を見てみよう。前述の合意事項第三九項に、「議定書第三項(a)(ii)及び同項に関する公式議事録にいう「公務」とは、法令、規則、上官の命令又は軍慣習によつて、要求され又は権限づけられるすべての任務若しくは役務を指すものとする。」とある。公務の内容はきわめて広範にわたる。⁽⁴⁴⁾また、わが国の最高裁判所は、一九五五年三月、「公務の執行中」とは「公務執行の過程における」という意味であり、「勤務時間中」と解することはできないと、原判決を支持する判決を下している。⁽⁴⁵⁾

三月七日開催の第一五七回合同委員会を皮切りに、この問題の協議が開始された。同委員会では、本件を刑事裁判権分科委員会に付託することになったのは前述のとおりである。ただ、合同委員会にせよ、刑事裁判権分科委員会にせよ、協議の内容はほとんど公開されていない。簡単な報告書程度の断片的な史料に頼らざるを得ないが、協議の様子に迫ってみよう。

三月七日の第一五七回合同委員会以降、第一五八回(三月二〇日)、第一五九回(四月四日)、第一六〇回(四月八日)、第一六一回(五月二日)とほぼ二週間おきに同委員会は開催され、第一六二回合同委員会(五月二六日)をもって、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないことで日米は合意にいたった。

四月四日開催の第一五九回合同委員会の報告書によれば、刑事裁判権分科委員会で、ジラードの発砲が公務執行中であるか否か、アメリカ側の決定が遅れており、日本側は、「決定が遅れば遅れるほど、日本国民と米軍とのわだかまりが高じる可能性がある」と、日米関係を憂慮している。また、国会において政府への圧力も高まっていることにも触れ、これにハバード少将は、いまし時間が欲しいと述べている。⁽⁴⁶⁾

四月一八日開催の第一六〇回合同委員会で、日本側代表の千葉アメリカ局長は、アメリカ側の決定を日本側に早く伝えるよう強く迫っている。判断に必要な合理的期間はすでに過ぎているというのがその理由だ。また、あらためて国会の圧力が高まっているとの懸念が示された。ハバード少将は、本件は極東軍司令部における最重要課題であり、現在、検討中である旨を繰り返した。⁽⁴⁷⁾

刑事裁判権分科委員会での協議

刑事裁判権分科委員会での協議の詳細は不明であるが、三月一二日の同委員会で、ジラードの行為は公務執行中ではないとする証拠が日本側から提示され、検討されたという。⁽⁴⁸⁾ アメリカ連邦最高裁判所における Wilson v. Girard (一九五七年七月二一日) の裁定記録に、同委員会での議論の様子が一部登場する。この記録から、同委員会での日米の主張を知ることができる。同日、日本側は概ね以下の内容の文書をアメリカ側に提示した。⁽⁴⁹⁾

ジラードとニクルが機関銃の方へ行き、一三時一五分頃、六五五ヒル「物見塚」の南斜面の方向に使用済み薬莢を放り、空薬莢等を拾い集めるために六五五ヒルの南西斜面にいた小野関秀治（男性）および坂井なか（女性）

を招きよせ、かれらに「パパサン、ダイジョウブ」「ママサン、ダイジョウブ」等と日本語で叫び、この二人の日本人に、ジラードが放った使用済み薬莢を拾わせようとした。つぎに、ジラードは坂井なかに近くの壕「砲弾が炸裂してできた窪み」を指差し、「ママサン、タクサンネ」と日本語で叫び、それにより、その壕の中に使用済み薬莢が残っていることを示唆し、壕に入るよう促した。しかし、同じ斜面で使用済み薬莢を拾っていた小野関は、容疑者の行動に疑念を持ち、逃げ出そうとした。それから、容疑者は小野関に向かって、「GE-ROU! HEY!」と叫び、ライフルに装着されたグレネード・ランチャーに空薬莢を装填し、小野関に向け空包を発射した。続いて、壕の中にいた坂井なかに、「GE-ROU! HEY!」と叫び、なかが六五五ヒルの北斜面に逃げ去ろうとしたのをジラードが見てとり、ライフルの銃座を小脇にかい込み、ちょうど小野関に行ったのと同様、グレネード・ランチャーに使用済み薬莢を装填し、約八メートルの距離から、なかに向けて立撃ちで空包を発射した。この結果、ジラードはなかの背中の左側に貫通傷を負わせ、大動脈の切断によって失血にいたり、それが致命傷となった。

以上の事実から、日本側は、ジラードの行為は、公務執行とはおおきくかけ離れ、本件は公務執行中の故意・過失により生じたとは考えられない、と結論づけている。

日米の協議の模様も記されている。アメリカ側は、ジラードの供述のみを頼りとし、それを信頼する発言を繰り返す。これに対し、日本側は、「本件は公務執行上から生じたものではないと決定するにあたり、当方はすべての証拠を検討した。多数の日本人証言者が、事件後すぐに尋問された。日本人の証言はもちろん、ジラードおよびニクルの

証言も検討した。ジラードの意図を判断するうえで、ジラードが説明していることだけではなく、すべての証拠を検討する必要がある。そうすると、ジラードは日本人たちを脅し、追い払うために発砲したのであり、機関銃を警護するためだったという証言は、信じるに値せず、ジラードの供述には矛盾がある。証拠によれば、発砲は機関銃の警護となんらの関係もないことが示されている、というのが当方の立場だ。」と述べ、証拠に基づき、アメリカ側の主張を論破している。⁽⁵⁰⁾

また、ジラードに殺意があつたのかについて、日本側がどのように判断していたのかは、ダグラス・マッカーサー二世駐日大使からダレス國務長官およびロバートソン國務次官補宛の電報から推測がつく。マッカーサーによれば、「合同委員会で徹底的に議論した結果、妥当な判断が下され、日本側はジラード事件の論点についてアメリカ側と意見の違いはない、と受け止めている。日本側は、ジラードがなかさんを意図的に殺したとは思っていないが、ジラードの行為によつてなかさんが亡くなった責任はジラードにあると考えている。日本側の見方では、ジラードの行為が公務と関係ないことは明らかだ。」とある。⁽⁵¹⁾ここにいう合同委員会とは、実質的には刑事裁判権分科委員会を指しているであろうが、そこでの議論で、ジラードに殺意がなかったと日本側も推定していたことになる。

密約締結にいたる経緯

五月一六日開催の合同委員会で、アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないことで日本側と合意した。その際、密約が締結された事実、これまで見てきたアメリカの公文書から明白である。アメリカ側は、なにゆえ裁判権の不行使という重大な決定を下したのであるだろうか。

極東軍は、公務証明書を発給した手前もあり、ジラードの裁判権を行使しないことなど考えていなかった。極東軍司令官のメッセージであるFE八〇四七四三二に極東軍の立場が明確に示され、ジラードの第一次裁判権はアメリカ側が有すると明記されている⁽⁵²⁾。

ところが、四月二六日にいたり、事態はおおきく変わる。この日、陸軍省からライマン・レムニツァー極東軍司令官宛の電報DA九二一九三三が発せられた⁽⁵³⁾。それによると、この事件はこれまで提示された証拠から判断し、ジラードの裁判権を行使できるかどうか、きわどいと陸軍省は認識していたことが綴られている。ただ、この時点までは、ジラードに対する第一次裁判権を行使するとの立場を維持せよとの命令がレムニツァーに下されていた。

合同委員会での日米協議は、三月七日から開始され、すでに一カ月半が経過し、なんらかの結論を得る必要に迫られていた。同委員会で決着がつかない場合、行政協定の「適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。」との規定（第二十五条第三項）に基づき、問題の解決は日米両政府に委ねられることになる。この方法に、陸軍省は、「外交チャネルを用いることは、非生産的で賢明ではない」、「すみやかに本件の裁判が行われることが望ましい。」と否定的であった⁽⁵⁴⁾。

さらに、このDA九二一九三三には、「本件にとつてもつとも馬鹿げているのは、日本の法廷で判断が下されることであると思う。」とある。後に、陸軍省の誤解であったことが明らかになるが、ここにいう「日本の法廷で判断」とは、ジラードが日本の法廷で裁かれるということではなく、ジラードの裁判権が日米どちらにあるか、日本の法廷で決定されるという意味だ。訴訟社会のアメリカ的発想で陸軍省は誤解したのである。先述のように、陸軍省も、ジラードの発砲が公務執行中にあたるのか否か、きわどい事例だと考えており、ジラードの行為が公務執行中ではない、

と日本の裁判所で判断されることを危惧したものであろう。

こうして、D A 九二一九三三により、陸軍省からレムニッツァー極東軍司令官につきのような命令が下された。

貴官は、アメリカが第一次裁判権を有するとの立場を引き続き維持し、日本側と問題の解決を試みることを望ましい。しかしながら、日本側が同意しなければ（現にそのように思われるが）、ジラードを日本側当局の裁判に委ねる権限を貴官に与える。とはいえ、貴官は、公務証明は正しいとする当方の法的立場を引き続き維持すべきである。日本側による裁判を認めるのに必要とあらば、法的立場を依然として維持しながら、公務証明の線を取り下げる権限を貴官に与える。⁽⁵⁶⁾

刑事裁判権分科委員会での膠着状態を打開するため、ジラードの裁判権を日本側に委ねる権限が、陸軍省からレムニッツァー極東軍司令官に与えられた。しかし、レムニッツァーへの命令は、これだけではなかった。D A 九二一九三三には、「日本側がジラードをもつとも軽い罪で起訴することは明白であり、ジラードを日本側の裁判に委ねるとの合意に達するまでに、貴官は日本側からこの点に事前に同意を得ることが可能かもしれない。」とある。同意を得よとの命令ではなく、いささかあいまいに記されている。ジラードの裁判権を行使しない代りに、ジラードをできるだけ軽い罪で起訴するとの同意を日本側から取り付けたいというのが陸軍省の本音であっただろう。これが、合同委員会における密約として具体化されたのである。

裁判権不行使の責任

五月一六日、アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないとの報がアメリカ国内に伝えられると、米軍兵士を日本の裁判所に引渡すなどという大合唱が、議会および国民の間で沸き起こる。さらに、ジラードの裁判権不行使を決めたのは国務省であるとの報道がなされ、⁽⁵⁷⁾不行使を誰が決めたのか、責任の追及が始まった。既に見たように、合同委員会ではアメリカ側がジラードの裁判権を行使しないとしたのは、陸軍省からレムニツァー極東軍司令官に発せられたD A 九二一九三三によつてである。問題は、この命令を実施するにあたり、国務省、とりわけ在京米大使館がどの程度関与していたかだ。

国務省の調査によれば、D A 九二一九三三の内容は、事前に国務省側とは協議されておらず、在京米大使館は、この電報のコピーを受け取ったにすぎないという。在京米大使館との公電のやりとりをすべてチェックした結果、国務省は在京米大使館あるいは館員がこの件に助言した証拠を見出せなかった。⁽⁵⁸⁾ダレス国務長官はマッカーサー駐日大使宛の電報で、この事実間違いがないか、確認するよう要請している。マッカーサーからの回電によれば、D A 九二一九三三に、大使館がコメントするよう極東軍司令部から文書による要請を受けたが、大使館側は極東軍に何らコメントしなかったという。

事実関係を整理しておこう。D A 九二一九三三が発出されたのが四月二六日である。その後、この電報のコピーが在京米大使館に回付され、大使館にコメントが求められた。ただ、大使館側はとくにコメントしなかった。その理由は、五月一日付けの国務省公電第二三八一号によつて明らかだ。それによると、公務執行中か否かが問題になれば、当然、行政協定の解釈にかかわり、国務省（在京米大使館）が関係することになる。ところが、D A 九二一九三三に

より、公務の問題を棚上げにし、ジラードを日本側の裁判に委ねる権限が陸軍省から極東軍司令官に与えられた。その結果、公務をめぐる法的問題を論じる意味がなくなってしまった。そのため、国務省はコメントは不要と判断した。⁽⁵⁹⁾この点、マッカーサー大使は国務省公電第二三八一号を受け取ると、レムニツァー極東軍司令官と会談し、ジラードの裁判権不行使について、大使館側と事前に協議されていなかったことを確認している。⁽⁶⁰⁾

以上の陸軍省と極東軍司令官のやりとり、および、国務省と在京米大使館の公電の記録を見るかぎり、ジラードの裁判権不行使は、陸軍省が主導し、極東軍司令官を通じ、合同委員会に提案されたことがわかる。その過程で、ジラードをなるべく軽い犯罪で起訴するとの合意を日本側から取り付けたいと陸軍省の希望は、最終的には、合同委員会における密約となって実現する。しかしながら、群馬県警が二月九日にジラードを傷害致死ですでに送検していたこと、さらに、裁判権分科委員会でも、日本側がジラードの殺意を認めるにはいたらなかったことを考え合わせると、日本側にはジラードを殺人罪で起訴するつもりはなかった。その意味では、日本側からの同意は、念のためのものにしかすぎなかったといえよう。

それよりも興味深いのは、密約が交わされ、それが明らかになる背景を示す文書が、FRUSに収録されていることである。とくに重要と思われるのは、既に何度も登場した陸軍省から極東軍司令官レムニツァー宛の電報DA九二一九三三だ。米軍内でのやりとりを示す電報は、必要な場合を除き、国務省（在京米大使館）側に渡されるわけではない。具体的に示すと、FRUS (1955-1957, Japan, Volume XXIII, Part 1) に収録されている文書のうち、一九五七年分は二〇〇件であるが、そのほとんどは、在京米大使館と本省とのやりとり、国務省内での会議、国務省と大統領や国防省とのやりとり等であり、国務省が関連している。例外が二件ある。ひとつは、一九五七年一月二一

日付けの極東軍司令官（リッジウェイ）から陸軍省宛の電報であり（Document 111）、もうひとつは、ここで問題にしているDA九二一九三三だ。ただ、前者は、国務省および在京米大使館にも発電されている。ということは、DA九二一九三三のみが国務省および在京米大使館を経ていない電報であり、国務省側が知るのは発電後のことである。

このことから、DA九二一九三三がFRUSに収録されているのは、ジラードの裁判権不行使には国務省が関与しておらず、それが陸軍省の失策であったことを明確にしたからではないかと思われる。国務省は、FRUSの編纂にあたって、密約が明らかになる不利益よりも、自省の立場を擁護する利益を優先したのだろう。

四．ジラード事件の影響

密約の行方

第一節で挙げた密約に関する問いを考察してみよう。ひとつは、なぜFRUSに密約が堂々と登場しているのかである。これは第三節でおおかた論じた。要約しておくならば、FRUSにジラード事件に関する多くの文書が収録されている理由は、ジラードの裁判権を行使しないとした陸軍省の決定に、国務省の責任はなく、陸軍省、ひいては国防省の失策であったことを国務省は明確にしておきたかったからだ。その結果、合同委員会で密約が締結されたことも公表せざるを得なかった。なぜなら、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないとしたこと、日本側が傷害致死を超える罪でジラードを起訴しない、また、裁判でジラードの情状を酌量し、なるべく軽い罪とするよう促すことは、表裏一体の関係にあったからである。一方だけの公表ですますわけにはいかなかった。国務省は、密約が公表さ

れる不利益よりも、自省に裁判権不行使の責任がなかったことを明らかにする方を優先した。

なお、密約について、その後、日本側関係者がどのように認識していたのかを記しておこう。まず、刑事裁判権分科委員会の日本側代表だった津田實は、一九九四年、毎日新聞のインタビューに、「分科委では裏取引のような協議はなかったと思う。合同委での協議内容は知らない。」と答えている。⁶¹もし密約が交わされたとしたら、合同委員会ではないかと示唆しているように受け取れる。ただ、この問題の中枢にいた津田が知らないというのは考えにくい。また、ジラード事件の主任検事を務めた小縄快郎は、密約説について、「全く考えられないこと」と否定している。⁶²

密約に関するもうひとつの問いは、密約は実行に移されたのかである。ジラードは、五月一八日、傷害致死で起訴された。まさに密約どおりである。ただ、この傷害致死での起訴は、既定の路線といってよい。まず、群馬県警は迷った挙句、二月九日、ジラードを傷害致死で送検した。検察の判断は、この送検に拘束されないが、二月一四日、最高検では、前橋地検の酒井検事正および小縄主任検事の上京を求め、佐藤検事総長をはじめとする最高首脳会議が開かれている。その席上、酒井検事正から捜査経過の説明があり、ジラードの行為は単なる過失犯ではなく、傷害致死であり、公務中とは認められないとの報告がなされた。会議では、この報告に検討を加えた結果、とりあえず公務外の犯罪で、日本側に裁判権があるとの態度を固めたという。⁶³さらに、前述のように、合同委員会、日本側は、ジラードがなかさんを故意に殺害したとは推定していなかったことを加味すれば、日本側がジラードを殺人罪で起訴する可能性はなかったと思われる。

問題は、果たして、裁判でもこの密約が実行に移されたのかだ。検察によるジラードの求刑は懲役五年である。これに対し、判決は、懲役三年、執行猶予四年となった。一般に、検察の求刑に対し、量刑は七掛け（この場合、三年六

月)とも言われるので、執行猶予がつく上限の懲役三年になっている点から、いささか軽い印象を受けるが、不当に軽いともいえない。

判決には、「タマ拾いの側にも非難さるべき一半の責は免れ難く、これを一兵卒に過ぎない思慮の未熟な被告のみに、本件事故の全責任を負わせることは相当でない。」とある。「一兵卒に過ぎない」「思慮の未熟な」といった表現で、ジラードの情状を酌量している。さらに、ジラードはたまたまグレネード・ランチャー付きのライフルを借り受けていたことが、「被告人をして稚氣を起こさせ」たと、事故の偶発性が強調されている。また、「被告人にとつて致死の結果はもとより、発射薬きょうの命中ということがいかに意外な出来事であつたかは、本件発生直後の被告人の周章狼狽ぶりからも容易に推測することができる」と、ジラードの心情に配慮を示した。⁶⁴

このような判決内容をもって、密約が実行に移されたとは判断できず、また、その証拠もない。ジラード裁判が、アメリカを含め諸外国からも厳正公正なものであったと高く評価されていたことを考え合わせると、密約が裁判に影響を及ぼしたとは考えにくいであろう。

刑事裁判権密約公表の要請

六月五日、国務・国防両長官はジラードの裁判権を行使しないとの共同声明を発表した。これ以降、アメリカ議会では、ジラードを日本の裁判所に引渡すなどという政府への圧力が高まるだけではなく、米兵を外国の裁判所で裁くことを禁止するようにとの声があがってくる。

六月二七日、フランク・バウ議員(オハイオ州選出・共和党)が、外国の裁判所で米兵が裁判を受けなくてすむよう

にすることを目的とした法案を下院外交委員会に提出する。米兵の犯罪について、外国の裁判を許した地位協定を改正しないし廃棄するよう大統領に要求している。同法案は、一八対八で可決された。⁽⁶⁶⁾

その後、この法案は、対外援助法に追加条項を付して、海外に勤務中の米軍人の裁判権を外国の法廷に渡さないよう勧告するバールソン（民主党）提案となり、七月一七日、下院の投票に付された。この提案は、ジラードの裁判を日本側に移管するとのアメリカ政府の決定に反対し、この種の事件が起った場合、アメリカ側が米軍人の裁判権を有するとの内容であり、これを実現するため、大統領に地位協定の再交渉を要請するものであった。投票結果は、賛否いずれも一三四票の同数であった。法律修正は多数決によらなければならないとの規則により同法案は否決された。⁽⁶⁷⁾

こうした状況下、アメリカ側は、一九五三年に交わされた刑事裁判権密約の公表を新駐米大使の朝海浩一郎に打診する。朝海は、五月二三日、ワシントンに着任したばかりであった。前任の谷正之は、戦時中、東条英機内閣で外務大臣をつとめ、戦後は、A級戦犯容疑者となった。けっきょく、不起訴となり、一九五六年から駐米大使をつとめていた。ただ、谷は戦犯容疑者だったこともあり、アメリカ側は谷に冷たかったといわれている。⁽⁶⁸⁾ジラード事件が起り、また、一九五七年六月、岸総理の初めての訪米を控え、駐フィリピン大使をつとめていた朝海に白羽の矢が当たった。

この刑事裁判権密約とは何かを紹介しておこう。一九五三年の行政協定第十七条（刑事裁判権）の改正にあたり、日米は密約を交わしている。その方法はきわめて巧妙なものであった。形式は、合同委員会の下部組織の刑事裁判権分科委員会において津田實法務省総務課長（日本側代表）が一方的に陳述するものとなった。この陳述は、行政協定第一七条を改正する議定書本文、議定書公式議事録、正式会談議事録にもいっさい掲載されず、秘密扱いとされた。⁽⁶⁹⁾

津田課長の一方的陳述の邦訳は以下である。

議定書第三項の規定「日米両国の裁判権が競合する場合」の實際上の運用に関し、私は、日本国の当局が方針として、日本国にとつて実質的に重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述することができる。⁽⁷⁰⁾

実質的に重要な事件を除いて、通常、日本国当局は、米軍関係者に対する裁判権を行使する意図はなく、それが当局の方針であることを、津田課長が一方的に陳述したのである。一方的陳述にしかすぎないので、形式的にみれば、「約束」とはいえない。二〇一〇年に日米密約問題がクローズアップされ、その後、行政協定第十七条（刑事裁判権）の改正に関する文書も外務省から公表された。その際、二〇一一年八月二五日に開催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表されている。その中で、アメリカ側は、一方的陳述は日本側の一方的政策的なものであり、合意ではないと発言し、「約束」であることを否定した。この解釈に日本側も同調している。⁽⁷¹⁾しかし、行政協定第十七条改正の交渉過程、並びに、これに関連する国連軍協定の交渉過程を詳細に分析すると、この一方的陳述とは、「一方的」に名を借りた密約であつたことが明らかとなっている。⁽⁷²⁾何重にも関門を設け、密約であることが発覚しないよう工夫がこらされていた。

こうして、実質的に重要な犯罪を除き、日本政府は米軍関係者に対する裁判権を行使する意図がない旨を密約でア

メリカ側に保証した。実質的に重要な犯罪とは何か。明記されているわけではないが、交渉経緯からみて、殺人、放火、傷害致死、強盗又は強姦の罪だ。⁽⁷³⁾ 条約上は、犯罪の軽重を問わず、公務執行中等の場合を除き、日本側に第一次裁判権があるとされていたにもかかわらずである。

これに対し、NATO加盟国であるオランダやギリシャの場合には、アメリカとの間で公式に裁判権放棄の約束が交わされていた。オランダを例にあげると、一九五四年八月一三日付けの交換公文第四項は、NATO地位協定の実施を規定している。その附属書に、合衆国政府とオランダ政府が合意した了解がある。⁽⁷⁴⁾ この了解の核心は、オランダ当局は、合衆国当局の要請にしたがい、NATO協定第七条に基づく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。ただし、オランダ当局がその管轄権の行使を特に重要と決定する場合を除く、というものである。要は、オランダ当局がとくに重要と判断する場合を除き、合衆国当局の要請があれば、オランダ当局は第一次裁判権を放棄する、という内容だ。ギリシャの場合は一九五六年、また、西ドイツの場合は一九五九年に同種の協定がアメリカとの間に締結されている。⁽⁷⁵⁾ これと日本を比較してみよう。日本の場合、密約という形式がとられたため、オランダやギリシャとは異なり、何等裁判権を譲っていないように見える。また、日本は、密約でも裁判権を放棄したのではなく、それを行使しないと表明しているにしか過ぎない。これに対し、オランダやギリシャは、アメリカが要請すれば、基本的に第一次裁判権を放棄するとなっている。オランダやギリシャ当局が管轄権の行使を特に重要と決定する場合にかぎり例外となる。こうしたオランダやギリシャの例から、アメリカ政府は日本にも刑事裁判権密約を公表するよう要請することになる。NATO参加国の一部と同様、実質的に重要な事件を除き、米軍関係者が裁判に付されることがないことを公にしたかったのだ。岸総理は六月一九日から三日間、ワシントンDCを訪問し、アイゼンハワー大統領やダレス国務長

官と会談した。二〇日、朝海駐米大使とロバートソン國務次官補との会談で、「日本の刑事裁判権取極の機密指定解除」の問題が話し合われた。⁽⁷⁶⁾

ロバートソンは、六月一五日付けのウィルソン国防長官からダレス國務長官宛の書簡による依頼に基づくとして、朝海大使に、刑事裁判権密約の機密指定解除の問題を岸総理と協議するよう要請した。その際、ロバートソンは、オランダやギリシャとの取極はすでに公表されている旨を説明し、「こうした機密解除は、フィリピンおよび他国との地位協定交渉をきわめて容易にする」ことを強調した。フィリピン等は、刑事裁判権で日本が優遇されていると主張していたからだ。⁽⁷⁷⁾ この要請に、朝海大使は、総理と協議し、翌二一日に結果を知らせる、と答えている。

二一日夜、朝海は総理主催の答礼レセプションの場で、ロバートソンを脇に呼び、「総理は、現時点で、この取極の機密指定を解除すれば、社会主義者および共産主義者のきびしい追及にさらされ、自らの政権にとつてきわめてやっかいなことになると思っている」と述べ、機密解除に否定的であった。⁽⁷⁸⁾ けっきょく、刑事裁判権密約が公表されることはなく、二〇一一年八月に外務省からその内容が公表されても、日本政府は、密約ではないとの立場を変えていない。

伊江島事件

ジラード事件の教訓をアメリカ側が活かしたと思われる事件に、一九七四年七月に起った伊江島事件がある。この事件については、稿を改めて論じる予定であるが、概要はつぎのとおりである。

七月一〇日、沖縄本島の本部半島北西約九キロの位置にある伊江島で事件は起った。同島の米軍射爆場で、演習終

了後、草刈りのため立ち入った住民を、米兵が追い掛けて至近距離から狙い撃ちし、負傷させたのである。米軍側は、当初、米兵の行為は「公務外」であるため第一次裁判権を日本に渡すと通知した。ところが、後に「公務中」である」と方針を転換した。日本政府はこれに反発し、日米合同委員会で半年以上にわたって協議が続けられたが、同委員会では決着がつかなかった。一九七五年五月六日、「問題を遷延させるのは日米間の友好上好ましくない」との理由で、日本政府は裁判権を行使せず、問題の終結を図った。⁽⁷⁹⁾

もう少し詳しくこの事件を振り返ってみよう。⁽⁸⁰⁾七月一日午後五時半ごろ、伊江島補助飛行場内の射爆場で、地元
の山城安次さん（二〇歳）が牧草を刈るため、演習終了の赤旗が降りているのを確認し、射爆場へ入った。そこへ、
米空軍第三一二空軍師団（嘉手納基地）第八二四戦闘支援隊第一分遣隊所属のキャロル・E・ロック三等軍曹（二〇
歳）とハロルド・W・ジョンソン三等軍曹（二六歳）が車で突っ込んで来て、山城さんを追い回した末、ロック三等
軍曹が信号用ピストルでねらい撃ちし、左手首に三週間のけがを負わせた。

第三一二空軍師団司令官のマックレイン准将は、七月二〇日付の屋良沖繩県知事に対する文書で「日本の裁判権に
委ねることになった」と回答してきた。⁽⁸¹⁾演習は終わっており、米兵の行為は公務執行中ではなく、アメリカ側に裁判
権がないことを明らかにしたのである。これで、この問題は決着し、日本側で裁判が開始されるかと思われた。とこ
ろが、七月二九日になって、米軍側はこの回答を翻した。検討の結果、公務執行中の事件と考えられ、第一次裁判権
はアメリカ側にあるとして、公務証明書を発給したのである。これに対し、那覇地検は「公務中であつたとする米軍
の主張に反対の証拠がある」とアメリカ側に通知した。

第一次裁判権をめぐり日米の主張が対立したため、この件は、日米合同委員会の判断に委ねられた。後はジラード

事件と同様の経過をたどる。同委員会では、法律上の問題が含まれるとして、刑事裁判権分科委員会に本件は付託された。同委員会で、日本側は、この事件は地位協定第一七条第三項(a)(ii)にいう公務執行中に発生したものではなく、第一次裁判権は、地位協定の同条の規定に基づき日本側が有する、と主張した。アメリカ側は、事件は公務執行中に発生したのであり、第一次裁判権はアメリカ側にあると主張し、双方の見解は対立した。最終的に分科委員会では解決できず、同委員会は、一九七五年四月一七日、第一次裁判権の帰属について、日米双方の見解を併記した報告書を合同委員会に提出した。

合同委員会は、分科委員会の報告書を検討した結果、日米双方の法的立場の相違を同委員会では解決できないとの結論に達した。四月二四日、日米双方の法的立場を害することなく、地位協定第二五条第三項に基づき、問題の解決を日米両政府間の交渉に委ねる旨の決定が下された。

政府間交渉の結果、五月六日、日本政府は、以下の諸点を考慮して、「この事件の裁判管轄権の帰属に関する日本側の法的立場を維持しながら、わが方の立場は捨てないということを明らかにした上で、この事件の早期解決を図るという実的な見地から、この事件について、日本側は裁判権を行使しない」旨をアメリカ側に通報した。これを受け、五月七日、那覇地検は米兵を「不起訴処分にした」と発表している⁽⁸²⁾。

日本政府が考慮した「諸点」は、一九七五年五月八日の衆議院内閣委員会で、山崎敏夫外務省アメリカ局長が、詳細を説明している。ただ、これについては、五月二二日に開かれた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、宮澤喜一外務大臣が正式に説明しており、こちらを用いる⁽⁸³⁾。まず、日本政府は、つぎの点を考慮して、裁判権を行使しないと決定した。

(イ)本事件をいつまでも未解決のままにしておくことは、加害者の処罰、被害者の救済等の観点から問題がある。
(ロ)本事件における加害者の行為については、それが許すべからざるものであることはもちろんであるが、刑事法上懲役刑または禁錮刑の求刑に相当するとは判断されなかった。(ハ)アメリカ政府は、つぎのとおり本事件についてその立場を説明しており、本件について適正な処置がとられるものと判断された。

アメリカ政府の立場とは、以下の四点である。

(a)アメリカ側は、かかる事件の発生を遺憾とするものであり、将来の同様な事件の再発防止のため万全の措置をとった。(b)本事件発生直後、アメリカ側は、非公式にはあるが、公務証明書を発給しない旨の意向を表明したにもかかわらず、結果として公務証明書を発給し、そこに誤解を招いた点は遺憾と考えている。(c)アメリカ側は、加害者に対し、速やかに刑事あるいは懲戒の手續、すなわち処罰のための手續をとり、その結果は日本側に通報する。(d)被害者に対しては補償する。

日本政府としては、以上の事由から、本件解決をさらに遷延せしめることは、日米友好関係を維持する見地からも好ましくないとし、本件の裁判権を行使しないと判断したのである。なお、日本政府が挙げた(ロ)であるが、五月八日の内閣委員会で、山崎アメリカ局長は、「この事件において加害者の行為はさほど悪質なものとは認められない」点を考慮したと説明した。これに、上原康助議員が、「聞き捨てならないことは、この事件はさほど悪質なものでない」と認めた。一体、人間に向かって発砲をしてけがを負わしておきながら、その行為が、法のいかんを問わず、どういう環境で行われようが、さほど悪質でないという政府の答弁に対しては、どうしても合点がいかない」と猛反発し、委員会は紛糾した。⁽⁸⁴⁾

ここに、刑事裁判権密約が顔を覗かせている。伊江島事件は、公務執行中か否かの問題だけではなく、まさに刑事裁判権密約が適用された事例と考えられる。山崎アメリカ局長が、いみじくも「加害者の行為はさほど悪質なものは認められない」と述べたことは、日本側が本事件を実質的に重要なものとは考えていなかったことの証左である。傷害は実質的に重要な事件の範疇に入っていないからだ。

アメリカが得た教訓

ジラード事件は、アメリカ側が裁判権を行使しないと決定したのに対し、伊江島事件では、日本側が裁判権を行使しないという結果になった。いずれも演習場内で起った出来事であり、事案が類似している。なぜ正反対の結果になったのかを分析することは、刑事裁判権の問題点を浮き彫りにする上で重要である。

アメリカ側は、ジラード事件の教訓を伊江島事件に活かしたと思われる。当初、マックレイン准将が、「日本の裁判権に委ねることになった」と回答した趣旨は、米兵の行為は公務執行中のものではないと認め、全面的に裁判権を放棄するという意味であった。ところが、その言を翻し、公務証明書が発給された。その後は、前述のように、日米合同委員会、さらに、刑事裁判権分科委員会に判断が委ねられた。

一九七四年一〇月の時点で、刑事裁判権分科委員会は七回開催されたにもかかわらず、交渉は完全に行き詰った。一〇月一二日付けの在京米大使館から本省宛の電報によれば、刑事裁判権分科委員会のアメリカ側代表は、「第一次裁判権の問題に言及することなく、日本側に裁判権を放棄する」ようにとの提案を行った。これに日本側代表の山崎アメリカ局長は、「日本政府は絶対に同意できない」と同提案を拒絶したと記されている。⁽⁸⁵⁾

また、同電報によれば、山崎局長とトーマス・P・シュースミス公使との会談で、同公使が、米空軍は公務証明書
の発給を取り下げることではないとのアメリカ側の立場を説明したのに対し、山崎局長は、ジラード事件の先例にな
らった解決を望んでいる旨を伝えている。これに同公使は、ジラード事件については並々ならぬ困難があったことを
山崎局長に想起させ、私見としてではあるが、アメリカ政府が山崎局長の解決案、つまり、ジラード事件と同様の解
決案に同意することはきわめて困難である旨を表明している⁸⁶。

ここに、この種事件における問題解決の限界が見えてくる。ジラード事件では、公務の解釈をめぐる日米それぞれ
の主張を棚上げにし、アメリカ側が裁判権を行使しないことで日米は合意した。問題は、ジラード事件で、公務執行
中とは何かを詰めなかった、あるいは、詰めることができなかった点にある。とくに、演習場で事件が起きたような
場合、米兵は何等かの公務に就いているとも考えられる。米軍側が公務執行中であるとして公務証明書を発給すれば、
合同委員会で協議を重ねても、日本側の主張がとおることはない。残る解決方法は、伊江島事件のように日米政府間
の交渉しかない。

こうして、公務証明書は、容疑者にとって、免罪符の役割を果たすことになった。刑事裁判権分科委員会の合意事
項第四三項には、「この証明書「公務証明書」は、反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の充分な
証拠資料となる。」と記されている。⁸⁷ジラード事件の場合、陸軍省が裁判権不行使の失策をおかした。伊江島事件で
は、一度は、裁判権を日本側に委ねると米軍が申し出たものの、公務証明書が発給された。二度と失策を繰り返して
はならないという軍当局の強い意思が働いたものだろう。アメリカが得た教訓は、日本にとっては、米軍関係者を裁
判に付すことのむずかしさを露呈しただけであった。

- (1) 相馬ヶ原演習場の歴史は、榛東村誌編さん室『榛東村誌』榛東村、一九八八年、一六二七—一六六七頁を参照。
- (2) 『朝日新聞』一九五七年二月七日。
- (3) “Record of Discussion Prepared by the Embassy in Japan, Tokyo, January 6, 1960,” *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, Japan; Korea, Volume XVIII, Document 131. 以下 *Foreign Relations of the United States* 以下 *FRUS* 以下 省略して記載する。なお、核持ち込み密約については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、六七—一九頁を参照。
- (4) 山本英政『米兵犯罪と日米密約：「ジラード事件」の隠された真実』明石書店、二〇一五年。同書の書評として、信夫隆司「書評：山本英政著『米兵犯罪と日米密約「ジラード事件」の隠された真実』明石書店 二〇一五年七月222p.」『政経研究』五三巻一号、二〇一六年六月、一三五—一五八頁がある。
- (5) 末浪靖司「日本の裁判を動かした日米密約・米国務省解禁文書が語るジラード事件」『前衛』一九九六年五月号 (No. 672)、六三—七六頁、末浪靖司『9条「解釈改憲」から密約まで 対米従属の正体—米公文書館からの報告』高文研、二〇一二年、一四〇—一五八頁。
- (6) 池田直隆「ジラード事件の再検討—台湾における事例との比較を中心として」『軍事史学』四六巻二号、二〇一〇年六月、一二七—一四二頁、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関係—ジラード事件への対応を中心に」『麗澤大学紀要』九三巻、二〇一一年十二月、二五—四四頁、大沼久夫「「ジラード事件」と日米関係」『共愛学園前橋国際大学論集』一六号、二〇一六年三月、九—三〇頁。
- (7) Gordon B. Baldwin, “Foreign Jurisdiction and the American Soldier: “The Adventures of Girard”, *Wisconsin Law Review*, Vol. 1958, No. 1, January 1958, pp. 52-106.
- (8) Jaime M. Gher, “Status of Forces Agreements: Tools to Further Effective Foreign Policy and Lessons To Be Learned from the United States-Japan Agreement,” *University of San Francisco Law Review*, Vol 37, Issue 1, Fall 2002, pp. 227-256; Neil Curtin, ““We Might As Well Write Japan OFF”: The State Department Deals with the Girard Case of 1957,” *Journal of*

American-East Asia Relations, Vol. 19, Issue 2, January 2012, pp. 109-131; Tyler J. Hill, "Revision of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement (SOF A) : Relinquishing U.S. Legal Authority in the Name of American Foreign Policy," *UCLA Pacific Basin Law Journal*, Vol. 32, Issue 2, Spring 2015, pp. 106-144.

(6) United States Supreme Court, *Wilson v. Girard* (1957), 354 U.S. 524, pp. 532-537. この最高裁判決について、入江啓四郎「シラード事件と米国最高裁判決」『法律のひろば』一〇巻八号、一九五七年八月、九—一二頁を参照。

(10) "Statement, Place: Investigation Section, Camp Drew, Japan APO 43, Deponent: Girard, William S., February 2, 1957," RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

(11) 警視庁刑事部捜査課長「群馬県米軍演習場内における米兵の日本婦人射殺事件について」一九五七年二月四日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係米国軍人関係相馬ヶ原事件(第一巻)』(D-0001)、外交史料館。

(12) 伊藤「群馬県相馬ヶ原演習場に於る米兵の発砲事故に関する件」一九五七年二月五日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係米国軍人関係相馬ヶ原事件(第一巻)』(D-0001)、外交史料館。

(13) この第四三項は、つぎのように規定されている。「議定書第三項(a)(ii)に関する公式議事録に掲げる証明書は、要請に基づき、当該被疑者が所属する部隊の指揮官から、犯罪が発生した地の検事正に対し提出されるものとする。かかる要請は、通常逮捕の通告後直ちに、且つ、公務中に属するものであるか否かが問題となるような特別の場合にのみなされるものとする。このことは、いかなる事件についてもこのような証明書を進んで提出することを妨げるものではない。この証明書は、反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の十分な証拠資料となる。反対の証拠は、すべて合同委員会における考慮のために提出される。検事正は、右の反対の証拠があると思料されるときは、直ちに、証明書を発行した指揮官に対しその旨通知するものとする。しかる後、当該事件の終局的処理を不当に遅延せしめないため、十日以内に問題が合同委員会に提案されるか否かについて指揮官に対し通知がなされるものとする。かかる事項の合同委員会への提案はいかなる場合においても急速になされるものとする。」法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』(秘) 檢察資料

一五八、一九七二年三月、一四二―一四三頁。

(14) 「法務省刑事局長井本臺吉から外務省欧米局長千葉皓宛法務省刑事局第二八五四号「日米合同委員会への提案について」一九五七年二月一六日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件（第一卷）』（D-0001）、外交史料館。

(15) 文書課長「岸大臣・ホーシー米代理大使会談要旨」（極秘）、一九五七年二月八日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件（第一卷）』（D-0001）、外交史料館。

(16) 同右。

(17) 「法務省刑事局長井本臺吉から外務省欧米局長千葉皓宛法務省刑事局第二八五四号「日米合同委員会への提案について」一九五七年二月一六日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件（第一卷）』（D-0001）、外交史料館。

(18) 同右。

(19) “Report of a crime by a US Forces Personnel, February 9, 1957” and “Re: Change of the name of the crime in the criminal report sent to you today, February 9, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

(20) 石岡實「相馬ヶ原の渦中から―ジラード事件―捜査官の覚書―」『文藝春秋』一九五七年一月号、一一八頁。山本の調査によれば、この記事は、岡田三千左右群馬県警刑事部長が、石岡本部長に代って、書いたものだという。詳しくは、山本『米兵犯罪と日米密約』、六六頁を参照。

(21) 『毎日新聞』一九九四年十一月二十四日（地方版／群馬）。

(22) “Memo for Major Levin, February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

(23) “STATEMENT of Specialist Third Class William S. Girard given to Yoshiro Konawa voluntarily at the Office of the Procurator of Maebashi on February 12, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

- (24) “Memorandum for the Record: by Major Stanley F. Levin, February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD や参 きひつやふ。
- (25) 『読売新聞』一九五七年二月二二日。
- (26) 『読売新聞』一九五七年七月六日。
- (27) “SUBJECT: Lie Detector Examination, Re: Involuntary Manslaughter, February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (28) Ibid.
- (29) “Statement of William S. Girard at Camp Drew, February 15, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (30) “Statement of Specialist William Girard, February 18, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (31) “Statement of Victor N. Nickel, at Office of the Provost Marshal, February 1, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (32) “Statement of Victor N. Nickel, at Investigation Section Reg Cp Whitt., February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (33) “Statement of Victor N. Nickel, at the Maebashi District Procurator’s Office, February 20, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at

College Park, MD.

- (㉞) “Maebashi District Public Prosecutor’s Office, No. Nikki Sho 196, Maebashi, February 15, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (㉟) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1869, February 26, 1957” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 123.
- (㊱) “Report on the 157th Meeting of the Joint Committee, March 7, 1957” (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (㊲) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, April 25, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 130.
- (㊳) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2641, May 16, 1957” (Confidential), RG59 Central Decimal File 1955-59, Box 2918, National Archives at College Park, MD.
- (㊴) “Memorandum From the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, May 20, 1957” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137.
- (㊵) “Memorandum of a Meeting, Secretary Dulles’ Office, Department of State, Washington, May 21, 1957, 4:15 p.m.” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 148.
- (㊶) “Memorandum of Telephone Conversations Between the Secretary of State and the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Washington, May 25, 1957,” *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 157.
- (㊷) “Draft Memorandum for the President Prepared in the Department of State, Washington, May 25, 1957” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 158.
- (㊸) “Memorandum for the Record of a Meeting, White House, Washington, May 28, 1957, Noon” (Confidential), *FRUS, 1955–*

1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 162.

- (44) 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』（秘）、一三九頁。
- (45) 一九五五年三月三日、最高裁判所第一小法廷、最高裁判所ウェブサイトによる。
- (46) “Report of the 159th Meeting of the Joint Committee, April 10, 1957” (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (47) “Report of the 160th Meeting of the Joint Committee, April 26, 1957” (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (48) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2048, March 18, 1957” (Official Use Only), RG59 Central Decimal Files 1955-59, Box 2918, National Archives at College Park, MD.
- (49) United States Supreme Court, WILSON v. GIRARD (1957), July 11, 1957, 354 U.S. 524, pp. 540-541.
- (50) Ibid., pp. 542-543.
- (51) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2733, May 24, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 153.
- (52) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2413, April 25, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 129.
- (53) “Telegram from the Department of the Army to the Commander in Chief, Far East (Lennitzer), DA 921933, April 26, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 130.
- (54) Ibid.
- (55) 五月二〇日のロバートソン極東問題担当國務次官補からダレス國務長官宛のメモランダムに、「国防省はまた、合同委員会で意見が一致しなかった場合、その行為が公務の執行としてなされたか否かの問題は、日本の裁判所によって決定されることとなる」との誤った思い込みを持っていた。」と記されている。詳しくは、“Memorandum From the Assistant Secretary of

State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, May 20, 1957” (Secret), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137や参照。

(56) “Telegram From the Department of the Army to the Commander in Chief, Far East (Lemmitzer), DA 921933, April 26, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 130.

(57) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 2560, May 20, 1957” (Secret, Niact), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 140.

(58) Ibid.

(59) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 2381, May 1, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 131.

(60) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2690, May 21, 1957” (Secret, Niact), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 141.

(61) 『毎日新聞』一九九四年十一月二二日。

(62) 『毎日新聞』一九九四年十一月二三日。

(63) 『読売新聞』一九五七年二月一五日。

(64) 「いわゆるジラード事件の判決 前橋地裁三二・一一・一九判決」『判例時報』一三二号、一九五七年二月一日、七頁。

(65) 『読売新聞』(夕刊)一九五七年十一月一九日、『朝日新聞』一九五七年十一月二〇日。

(66) 『読売新聞』(夕刊)一九五七年六月二八日。

(67) 『読売新聞』(夕刊)一九五七年七月一八日。

(68) 伊那久喜「朝海浩一郎駐米大使と密約説」『日本経済新聞電子版』二〇一五年五月二三日。

(69) 信夫隆司「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』五七巻、二〇一六年三月、一四七頁。
(70) 同右。

- (71) 「日米合同委員会（二〇一一年八月二五日）におけるやりとり」、外務省ウェブサイト。
- (72) 詳細は、信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」を参照。
- (73) 同右を参照。
- (74) “Netherlands, North Atlantic Treaty, Stationing of United States Armed Forces in the Netherlands, Signed at the Hague August 13, 1954, Entered into force November 16, 1954” (TIAS 3174 Aug 13, 1954), *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts Part 1, United States Government Printing Office, Washington, 1955, p. 106.
- (75) キリシヤの場合は、「アメリカ・ギリシヤ合衆国軍地位協定」第二条に明記されている。“Greece, Defense: Status of United States Forces, Agreement signed at Athens September 7, 1956, Entered into force September 7, 1956” (TIAS 3649), *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 7 in Three Parts Part 3, United States Government Printing Office, Washington, 1956, p. 2558を参照。ドイツの場合は、「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定（一九五九年八月二日ボンで署名）」第一条に同趣旨が規定されている。国立国会図書館調査立法考査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五―二）一九七六年二月、二六―二七頁を参照。
- (76) “Memorandum of Conversation, Subject: Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957” (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (77) 米比軍事基地協定の改正交渉については、信夫隆司「ボレーン・セラノ協定と事前協議制度」『法学紀要』五五巻、二〇一四年二月、一九一―二二二頁を参照。
- (78) “Memorandum of Conversation, Subject: Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His

Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957” (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy: Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.

(79) 『琉球新報』(ウェブ版) 二〇〇八年五月一日。

(80) 伊江島事件の事実関係は、『第七十五回国会衆議院 内閣委員会議事録』第一六号、一九七五年五月八日、一二―一四頁に基づいている。また、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第二東京弁護士会、沖縄弁護士会、合同調査団「伊江島米兵狙撃事件に関する特別報告」沖縄シンポジウム、一九七四年八月二四日―二五日、および、「沖縄タイムス記事集録」編集委員会(編)『新聞で見る伊江島の動き―沖縄タイムス記事集録(昭和四〇年―五二年)』知念正行、一九八六年を参照。

(81) 新聞報道によれば、アメリカ側は、一九日、那覇地検に事件の発生を通知してきた際、「公務証明書は発行しない」と口頭で説明していたという。『読売新聞』一九七四年七月三〇日。

(82) 『毎日新聞』一九七五年五月八日。

(83) 『第七十五回国会衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会議事録』第四号、一九七五年五月二二日、六頁。

(84) 『第七十五回国会衆議院 内閣委員会議事録』第一六号、一九七五年五月八日、一二―一四頁。

(85) “Telegram, From Tokyo to State, 1974TOKYO13262, October 12, 1974” (Confidential). National Archives & Access to Archival Databases (AAD) の検索による。

(86) Ibid.

(87) 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』(秘)、一四三頁。